

言語社会研究科韓国学研究センター

大学院生 韓国学研究奨励費

第四期（平成30年10月～平成31年3月分）募集のお知らせ

（博士課程）

平成30（2018）年9月1日
一橋大学大学院言語社会研究科
韓国学研究センター

言語社会研究科では、平成28（2016）年12月1日に、研究科内センターとして、「一橋大学大学院言語社会研究科韓国学研究センター」（以下「センター」）を設立しました。これは、本研究科が受け入れた韓国学中央研究院からの受託研究 Korean Studies in Search of Possibilities for Historical Reconciliation : The Global Spectra of Experience, Memories, and Co-existence の事業として設置されたものです。センターは大学院生の研究支援を事業の柱に据えており、センター事業の趣旨に適う大学院生に研究奨励費を支給します。受給を希望する者は、以下の要領にしたがい、申請を行ってください。

募集要項

1. 申請できる学生は、大学院言語社会研究科博士課程に在籍している学生で、在籍年次を問わず、以下の領域、テーマの研究を行っているものを対象とします。
 - ア 韓国の文化、社会、歴史などに関する人文学研究
 - イ 韓国を中心として、人文学のアプローチで周辺諸地域と比較対照を行う研究
 - ウ 韓国を含む北東アジア地域を広くケースとする人文学研究
 - エ 韓国を含む北東アジア地域を念頭に置いた理論研究※上記は審査に際しての優先順位でもあります。
2. 奨励費は6ヶ月を単位として、20万円とします。支給決定後に一括して支給します。
※今期は平成30年10月～平成31年3月分として支給するものです。
3. 受給期間は最大通算1年間までとし、連続受給を希望する場合も改めて申請を行ってください。
4. 支給人員は4名とします。
5. 申請には初回は様式(1)、2回目は様式(2)により行ってください。支給期間終了時（連続受給を希望し、改めて申請する場合も含む）には様式(3)による研究成果報告書を提出してください。
6. 奨励費の支給決定は、一橋大学言語社会研究科韓国学研究センター運営委員会の厳正な選考を経て、その結果を本人に通知します。
7. 奨励費受給期間における研究成果には「一橋大学言語社会研究科韓国学研究センター研究奨励費」による研究成果である旨を必ず記載してください。
8. 休学、退学すると受給資格を失うことになります。やむを得ない事情で休学、退学する場合には、奨励費の返還を求めることがあります。
9. 申請書の提出先 言語社会研究科事務室
10. 申請締め切り 2018（平成30）年9月28日（金）厳守
11. 問い合わせ先 言語社会研究科韓国学研究センター長

イ・ヨンスク教授 ys.lee@r.hit-u.ac.jp